

○ 盛岡体育館(盛岡市体育館条例)

ア 貸切利用の場合の利用料

	土曜日及び休日 (1時間までごとに)			土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円
控室	100円			100円		
研修室	500円			500円		
体力測定室	500円			500円		

備考

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
- 午前9時前又は午後9時後に利用する場合の利用料の額は、その利用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの利用時間に係る利用料の額とする。
- アリーナの2分の1を利用する場合の利用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を利用する場合（盛岡市体育館条例第8条第2項の附属の設備を利用して電気を利用する場合を除く。）の利用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを利用する場合の利用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の利用料の額を加算した額とする。

イ 一般利用の場合の利用料

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び 小学校児童
アリーナ（1人1回につき）	400円	300円	200円
トレーニングルーム	普通利用（1回につき）	300円	200円
	回数利用（6回につき）	2,000円	1,500円

ウ 暖房料

区分	単位	金額
アリーナ	1時間までごとに	500円

エ 附属の設備の利用料

区分		単位		金額
舞台設備	演台	1台	1回につき	200円
	移動ステージ	1台	1回につき	200円
音響設備	音響調整卓	1台	1回につき	500円
	カセットデッキ	1台	1回につき	300円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1回につき	300円
	ビデオテープレコーダー	1式	1回につき	300円
	マイクロホン	1本	1回につき	100円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1回につき	100円
スポーツ設備	電光得点表示盤	1組	1時間までごとに	200円
	バスケットボール用ゴール	1式	1時間までごとに	200円
	ハンドボール用ゴール	1組	1時間までごとに	50円
	バレーボール用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	テニス用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	バドミントン用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	卓球台	1式	1時間までごとに	50円
	審判台	1台	1時間までごとに	50円
	ボクシング練習用リング	1式	1時間までごとに	100円
その他の設備	長机	1脚	1回につき	20円
	持込機器に係る電気利用	1キロワットまでごとに		100円